

各介護老人福祉施設の長  
各地域密着型介護老人福祉施設の長 殿

岡山県保健福祉部長  
(公印省略)

### 岡山県介護老人福祉施設等入所指針の一部改正について

介護保険行政の推進につきましては、平素から格別の御理解、御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、このたび、介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日以降の介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設への入所が原則要介護3以上の者に限定されるとともに、やむを得ない事情により居宅で日常生活を営むことが困難な要介護1又は2の者に特例的な入所（特例入所）が認められることとなることから、岡山県介護老人福祉施設等入所指針の一部を次のとおり改正しました。

つきましては、貴施設における入所指針について、改正の趣旨に即して見直し、改正いただき、適正に運用いただきますようよろしくお願いいたします。

### 記

#### 1 改正手続

国指針（平成26老高1212第1号厚生労働省老健局高齢者支援課長通知）を踏まえ、岡山県、市町村及び岡山県老人福祉施設協議会の三者で構成するワーキンググループで協議し改正した。（別添：改正後全文、新旧対照表）

#### 2 改正内容

##### (1) 入所の対象者について

- ① 要介護3から5までの認定を受けている者であって常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難なもの
- ② 要介護1又は2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして特例入所が必要な次の要件に該当するもの
  - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られるもの
  - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られるもの
  - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が

困難であるもの

エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分であるもの

(2) 特例入所に係る申込等について

- ① 特例入所に係る申込者は、特例入所が必要である状況等を申込書に記載する。
- ② 施設は、その状況を申込者に確認するとともに、市町村へ報告し、必要に応じ、当該市町村に対し、特例入所の対象者に該当するかどうかの判断に当たっての意見を求めることができる。
- ③ 市町村は、施設から意見を求められた場合又は必要と認める場合、地域の居宅サービス、生活支援等の提供体制に係る状況及び担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度について聴取した結果等も踏まえ、施設に対して意見を表明する。
- ④ 施設は、入所検討委員会を開催し、特例入所の対象となる者について要件該当の有無の検討を行った上で、要介護3以上の者と合わせて、要介護度、介護者の状況、介護サービスの利用状況等を勘案し、入所順位の決定を行う。  
なお、平成27年3月31日以前に入所順位を決定した要介護1又は2の者については、入所を決定する際に、入所検討委員会で要件該当の有無を確認する。

3 実施時期

平成27年4月1日

4 公表

岡山県保健福祉部長寿社会課ホームページで公表

5 その他

県指針の今回の改正については、介護保険法の改正により、入所の対象者等が見直されたことに伴うもので、運用に当たっては透明性及び公平性が求められるとともに、特例入所については、市町村による適切な関与が求められることから、各施設の入所指針の見直しに際しての基本的な考え方を示したものです。

各施設にあつては、平成27年3月末までに、県指針を基に、既に入所申込みをされている方の理解も得ながら、県指針の改正の趣旨に即して現行入所指針を適切に見直し、改正をお願いします。

なお、今回の改正に係る国のQ&Aを添付しますので、参考としてください。

おつて、本指針の改正については、平成27年3月の介護保険事業所集団指導において説明予定です。

# 岡山県介護老人福祉施設等入所指針の一部改正について

県では、平成15年2月に、介護老人福祉施設の入所決定過程の透明性、公平性の確保と入所の円滑な実施に資することを目的に、入所の手続、基準等を定めた「岡山県介護老人福祉施設入所指針」（平成15年4月から適用）を策定し、その後、地域密着型介護老人福祉施設も含めた「岡山県介護老人福祉施設等入所指針」に改正した。

このたび、介護保険法の改正に伴い、平成27年4月1日以降の介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設への入所が原則要介護3以上の者に限定されるとともに、やむを得ない事情により居宅で日常生活を営むことが困難な要介護1又は2の者に特例的な入所（特例入所）が認められることとなることから、岡山県介護老人福祉施設等入所指針の一部を次のとおり改正する。

## 1 改正内容

### (1) 入所の対象者について

- ① 要介護3から5までの認定を受けている者であって常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難なもの
- ② 要介護1又は2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして特例入所が必要な次の要件に該当するもの
  - ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られるもの
  - イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られるもの
  - ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であるもの
  - エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分であるもの

### (2) 特例入所に係る申込等について

- ① 特例入所に係る申込者は、特例入所が必要である状況等を申込書に記載する。
- ② 施設は、その状況を申込者に確認するとともに、市町村へ報告し、必要に応じ、当該市町村に対し、特例入所の対象者に該当するかどうかの判断に当たっての意見を求めることができる。
- ③ 市町村は、施設から意見を求められた場合又は必要と認める場合、地域の居宅サービス、生活支援等の提供体制に係る状況及び担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度について聴取した結果等も踏まえ、施設に対して意見を表明する。
- ④ 施設は、入所検討委員会を開催し、特例入所の対象となる者について要件該当の有無の検討を行った上で、要介護3以上の者と合わせて、要介護度、介護者の状況、介護サービスの利用状況等を勘案し、入所順位の決定を行う。  
なお、平成27年3月31日以前に入所順位を決定した要介護1又は2の者については、入所を決定する際に、入所検討委員会で要件該当の有無を確認する。

## 2 実施時期

平成27年4月1日

## 3 公表等

長寿社会課ホームページで公表するとともに、市町村や関係団体等に周知する。

# 岡山県介護老人福祉施設等入所指針（新旧対照表）

項目	改正前	改正後
1 目的	(略)	(略)
2 入所の対象者	入所の対象者は、要介護1から5の認定を受けている者で常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難な者とする。	<p>入所の対象者は、入所申込者のうち、<u>要介護3から要介護5までの認定を受けている者であって常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難なもの、及び要介護1又は2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして、特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が必要なものとする。</u></p> <p>なお、特例入所が必要な者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。</p> <p>ア <u>認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られるもの</u></p> <p>イ <u>知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られるもの</u></p> <p>ウ <u>家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であるもの</u></p> <p>エ <u>単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分であるもの</u></p>
3 入所申込み及び受付	(略)	(略)
(1) 入所申込み	ア 入所申込書（様式1号）	ア 入所申込み（様式1号） <u>なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、申込者は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、現在の状況等を特例入所申込書に記載する。（様式1-2号）</u>
(2) 入所申込書の受付	イ (略) ア 施設は、入所申込書の受付に際し、原則として申込者と面接のうえ、入所希望者本人の心身の状況等を確認する。	イ (略) ア 施設は、入所申込書の受付に際し、原則として申込者と面接のうえ、入所希望者本人の心身の状況等を確認する。 <u>なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、施設は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、入所申込書の記載等により、申込者に確認する。</u>
(3) 状況の変更に伴う届出	イ (略) 申込者は、 <u>入所申込内容に次の変更が生じた場合には、施設に連絡する。</u> ア～ウ (略)	イ (略) 申込者は、 <u>次に掲げる事項に変更を生じた場合には、施設に連絡する。</u> ア～ウ (略)

項目	改正前	改正後
<p>(4) 特例入所に係る市町村への報告及び意見照会</p>		<p>施設は、入所希望者本人の介護保険の保険者である市町村（以下「保険者市町村」という。）に対して、特例入所に係る入所申込みがあったことの報告を行うとともに、当該入所希望者本人が、特例入所の対象者に該当するかどうかの判断に当たっての意見（以下、「意見」という。）を書面により求めることができる。</p> <p>なお、保険者市町村は、施設から意見を求められた場合又は必要と認める場合は、地域の居宅サービス、生活支援等の提供体制に係る状況及び当該入所希望者本人の担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度について聴取した結果等も踏まえ、施設に対して書面により意見を表明する。</p>
<p>(5) 入所検討委員会資料の作成</p>	<p>施設は、(2)の入所申込書、(3)の届出を受け付けた場合には、速やかに入所申込書及び入所順位評価基準（別表）を基に調査票（様式3号）を作成し、次項に定める入所検討委員会の開催日の前日までに入所順位を付けた入所順位名簿（様式4号）（案）を作成する。調査票の合計点数が同点の場合は、「要介護度」や「介護者の状況」等を総合的に判断して、入所順位付けを行う。</p>	<p>施設は、(2)の入所申込書又は(3)の届出を受け付けた場合には、速やかに入所申込書等及び入所順位評価基準（別表）を基に調査票（様式3号）を作成し、次項に定める入所検討委員会の開催日の前日までに入所順位を付けた入所順位名簿（様式4号）（案）を作成する。この場合において、調査票の合計点数が同点の場合は、「要介護度」や「介護者の状況」等を総合的に判断して、入所順位付けを行う。</p>
<p>4 入所順位の決定</p>		
<p>(1) 委員会の構成</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>(2) 委員会の開催</p>	<p>委員会は、施設長が召集し、原則として2か月に1回程度開催する。</p>	<p>委員会は、施設長が召集し、原則として2か月に1回程度開催する。</p>
<p>(3) 委員会の所管事務</p>	<p>委員会は、申込書、調査票等に基づいて入所の必要性について検討し、入所順位の決定を行い、入所順位名簿を作成する。</p>	<p>委員会は、申込書、調査票、保険者市町村の意見書等に基づいて入所の必要性について検討し、入所順位の決定を行い、入所順位名簿を作成する。</p> <p>なお、特例入所に係る入所希望者本人の入所の必要性の検討に当たっては、必要に応じて保険者市町村に対して、意見を求めることができる。</p>
<p>(4) ~ (6)</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>5 入所者の決定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>
<p>6 特別な事由による入所決定</p>	<p>(略)</p>	<p>(略)</p>

項目	改正前	改正後
14経過措置		<p>平成27年3月31日以前に委員会において入所順位を決定した者のうち、特例入所の対象となる者について施設への入所を決定する際は、3及び4にかかわらず、次のとおり扱うこととする。</p> <p>(1) 施設は、特例入所に係る入所申込みの申込者から、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて聴取する。</p> <p>また、当該入所希望者本人の保険者市町村に対し、特例入所の対象者になる旨の報告を行うとともに、必要に応じて意見の照会を行う。</p> <p>(2) 施設は、(1)の資料により、当該入所希望者本人が2の要件に該当するかどうか、委員会へ諮る。</p> <p>(3) 施設は、(2)の結果、2の要件に該当しないとされた者については、入所順位名簿から削除する。</p>
(別表)入所順位評価基準	(略)	(略)
(様式1号)入所申込書		<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険者名欄の新設</li> <li>・説明確認及び同意書欄に、特例入所対象者の状況等の照会等について記載</li> <li>・特例入所要件の有無欄の新設</li> </ul>
(様式1-2号)特例入所申込書	—	(新設) 特例入所申込者が入所申込書と併せて施設へ提出する様式
(様式2号)受付簿		・保険者意見回答日欄、備考欄(特例入所)の新設
(様式3号)調査票		・特例入所の判定欄の新設
(様式4号)入所順位名簿	(略)	(略)
(様式5号)入所保留者名簿	(略)	(略)
(参考書式)保険者市町村意見照会書	—	(新設) 施設が保険者市町村へ意見照会するための参考書式

# 岡山県介護老人福祉施設等入所指針

平成15年	2月21日	制定
平成24年	2月10日	一部改正
平成25年	3月29日	一部改正
平成25年	12月13日	一部改正
平成27年	2月2日	一部改正

## 1 目的

この指針は、「介護保険法に基づく指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等を定める条例」（平成24年岡山県条例第63号）第10条第2項の規定又は各市町村の条例（指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等が定められているものをいう。）における同趣旨の規定に基づき、指定介護老人福祉施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設（以下「施設」という。）の入所に当たり、必要性が高い者の優先的な入所を行うため、岡山県、市町村及び岡山県老人福祉施設協議会が協議し、入所に関する手続及び基準等を定めることにより、入所決定過程の透明性及び公平性を確保するとともに、施設入所の円滑な実施に資することを目的とする。

## 2 入所の対象者

入所の対象者は、入所申込者のうち、要介護3から要介護5までの認定を受けている者であって常時介護を必要とし、居宅において介護を受けることが困難なもの、及び要介護1又は要介護2の認定を受けている者であって、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であるとして、特例的な施設への入所（以下「特例入所」という。）が必要なものとする。

なお、特例入所が必要な者は、次の各号のいずれかの要件に該当する者とする。

- ア 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られるもの
- イ 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られるもの
- ウ 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難であるもの
- エ 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービス又は生活支援の供給が不十分であるもの

## 3 入所申込み及び受付

### (1) 入所申込み

入所申込みは、入所希望者本人又は家族等（以下「申込者」という。）が、原則として入所を希望する施設を訪問し、施設職員から説明を受けた後に、次の書類を直接提出して行う。

#### ア 入所申込書（様式1号）

なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、申込者は、やむを得ない事由により居

宅において日常生活を営むことが困難であることについて、現在の状況等を特例入所申込書に記載する。(様式1-2号)

イ 被保険者証の写し

## (2) 入所申込書の受付

ア 施設は、入所申込書の受付に際し、原則として申込者と面接のうえ、入所希望者本人の心身の状況等を確認する。

なお、特例入所に係る入所申込みの場合は、施設は、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて、入所申込書の記載等により、申込者に確認する。

イ 施設は、入所申込書を受け付けた場合には、受付簿(様式2号)にその内容を記載し、管理する。

## (3) 状況の変更に伴う届出

申込者は、次に掲げる事項に変更を生じた場合には、施設に連絡する。

ア 入所希望者本人の要介護度

イ 介護者の状況

ウ その他入所の必要性に大きく関係する状況

## (4) 特例入所に係る市町村への報告及び意見照会

施設は、入所希望者本人の介護保険の保険者である市町村(以下「保険者市町村」という。)に対して、特例入所に係る入所申込みがあったことの報告を行うとともに、当該入所希望者本人が特例入所の対象者に該当するかどうかの判断に当たっての意見(以下「意見」という。)を書面により求めることができる。

なお、保険者市町村は、施設から意見を求められた場合又は必要と認める場合は、地域の居宅サービス、生活支援等の提供体制に係る状況及び当該入所希望者本人の担当の介護支援専門員からの居宅等における生活の困難度について聴取した結果等も踏まえ、施設に対して書面により意見を表明する。

## (5) 入所検討委員会資料の作成

施設は、(2)の入所申込書又は(3)の届出を受け付けた場合には、速やかに入所申込書等及び入所順位評価基準(別表)を基に調査票(様式3号)を作成し、次項に定める入所検討委員会の開催日の前日までに入所順位を付けた入所順位名簿(様式4号)(案)を作成する。この場合において、調査票の合計点数が同点の場合は、「要介護度」や「介護者の状況」等を総合的に判断して、入所順位付けを行う。

## 4 入所順位の決定

施設は、入所順位の決定に係る事務を公平に処理するため、合議制の入所検討委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

#### (1) 委員会の構成

委員会は、施設長、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等を委員として、5人以上で構成する。

なお、委員には入所決定の公平性・中立性が保たれる第三者を加えることができる。

#### (2) 委員会の開催

委員会は、施設長が招集し、原則として2か月に1回程度開催する。

#### (3) 委員会の所管事務

委員会は、申込書、調査票、保険者市町村の意見書等に基づいて入所の必要性について検討し、入所順位の設定を行い、入所順位名簿を作成する。

なお、特例入所に係る入所希望者本人の入所の必要性の検討に当たっては、必要に応じて保険者市町村に対して、意見を求めることができる。

#### (4) 委員会の議事録

委員会は、開催ごとに議事録を作成し、2年間保存するとともに岡山県又は市町村から求められた場合には、これを提出するものとする。

#### (5) 説明責任

施設は、申込者から入所順位の設定等に関して説明を求められた場合には、その内容について説明しなければならない。

#### (6) 守秘義務

委員は、業務上知り得た申込者に係る情報を漏らしてはならない。また、その職を退いた後も同様とする。

### 5 入所者の決定

施設長は、入所順位名簿に基づき入所者の決定を行う。ただし、入所者の決定に当たっては、施設における利用者の生活全般の安定を図る上で、次の項目等を勘案して入所者の決定を調整する。

#### (1) 性別に応じた居室の状況

#### (2) 認知症に対する施設の受入体制

#### (3) 医療を必要とする場合における施設の受入体制

### 6 特別な事由による入所決定

次の場合には、施設長の判断により例外的に入所の決定ができる。ただし、この場合、入所決定後、最初に開催する委員会において、その経過を報告し、議事録に記載する。

#### (1) 老人福祉法第11条第1項第2号の規定に基づく措置入所による場合

#### (2) 入院中の入所者の再入所が早まった場合

#### (3) 介護者による虐待、介護放棄若しくは介護者の急な入院・死亡等により、緊急的な入所の申出があり、その必要性が認められ委員会を招集する余裕のない場合

#### (4) 在宅復帰、又は長期入院していた者からの入所申込みがあり、再入所が妥当と認められる場合

## 7 入所辞退者の取扱い

施設から申込者に入所の案内を行った際、申込者の都合により入所の辞退があった場合には、入所順位名簿から削除する。ただし、入所申込継続の希望があれば入所順位名簿から除外し、入所保留者名簿（様式5号）に記載する。また、入院等やむを得ない事由による入所辞退の場合は、入所順位名簿上に入所順位を保留する。

## 8 申込者の調査等

施設は、入所順位名簿に記載されている者に、入所申込みの継続意思並びに申込者及び介護者等の状況等について、年1回調査を行う。調査を行ったが連絡がない等調査不能と判断される場合は、入所順位名簿から除外し、入所保留者名簿に記載する。

## 9 入所保留者名簿の取扱い

- (1) 入所保留者名簿に記載された者については、2年以内に再度入所希望の連絡があれば、入所順位名簿に復帰するものとする。
- (2) 入所保留者名簿に記載後、2年間連絡がない場合は、入所保留者名簿から削除し、受付簿にその旨を記載する。なお、入所保留者名簿から削除された者が入所を再度希望する場合は、改めて入所申込手続を行わなければならない。

## 10 指針の公表

この指針は、公表する。

## 11 指針の見直し

この指針について見直す必要が生じた場合は、随時見直すこととする。見直しは、岡山県、市町村及び岡山県老人福祉施設協議会で協議する。

## 12 適正運用

- (1) 施設は、この指針に基づき入所の決定を適正に行わなければならない。
- (2) 施設は、この入所指針を掲出し、申込者に対し、この指針に定める入所決定の手続及び入所の必要性を評価する基準等について十分に説明を行い、入所申込書、調査票等及びそれらから作成した名簿等を、岡山県又は市町村の求めに応じて、情報提供することについて同意を求める。
- (3) 施設は、岡山県又は市町村から求められた場合、委員会で作成した入所順位名簿等を提出するものとする。
- (4) 岡山県及び市町村は、施設に対しこの指針の適正な運用について、必要な助言を行う。

## 13 実施時期

この指針は、平成27年4月1日から適用する。

#### 14 経過措置

平成27年3月31日以前に委員会において入所順位を決定した者のうち、特例入所の対象となる者について施設への入所を決定する際は、3及び4にかかわらず、次のとおり扱うこととする。

(1) 施設は、特例入所に係る入所申込みの申込者から、やむを得ない事由により居宅において日常生活を営むことが困難であることについて聴取する。

また、当該入所希望者本人の保険者市町村に対し、特例入所の対象者になる旨の報告を行うとともに、必要に応じて意見の照会を行う。

(2) 施設は、(1)の資料により、当該入所希望者本人が2の要件に該当するどうか、委員会へ諮る。

(3) 施設は、(2)の結果、2の要件に該当しないとされた者については、入所順位名簿から削除する。

## 入所順位評価基準

## 1 要介護度（35点）

要介護度	1	2	3	4	5
点数	5点	10点	25点	30点	35点

## 2 介護者の状況（25点）

身寄りがなく介護する者がいない。	25点
介護する者がいない。 (介護者が長期入院・入所、介護者が遠方に在住等により実質的に介護する者がいない。)	20点
介護する者はいるが、十分な介護力がない。 (介護者が要介護状態、病気療養中、障害を有している)	15点
介護する者はいるが、介護に当たる時間を十分に確保できない。 (介護する者が要支援状態・高齢である、就労している、他にも介護している、育児をしている)	10点
介護する者はいるが、上記以外の理由で介護を行うことが困難である。	5点

※ 施設等に入所している者の場合には、退所する時点で状況により判断する。

## 3 介護サービスの利用状況（20点）

介護保険による在宅サービス(訪問介護、通所介護等)を利用している場合に、以下により点数を加算する。

複数のサービスを利用している場合は、合算した点数を得点とする。但し最高で20点とする。  
(例: 訪問介護を週2～3回(10点)、訪問看護を週1回(10点)、通所介護を週1回(10点)利用している場合⇒20点)

サービス種類	利用回数等(申込時)	点数	
訪問介護	週4回以上	20点	
	週2～3回	10点	
訪問入浴介護	週1回以上	20点	
訪問看護、訪問リハビリテーション	週2回以上	20点	
	週1回	10点	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	利用がある	20点	
夜間対応型訪問介護	利用がある	20点	
通所介護、通所リハビリテーション	週2回以上	20点	
	週1回	10点	
認知症対応型通所介護	利用がある	20点	
短期入所生活介護、短期入所療養介護	最近3か月の利用日数合計が	20日以上	20点
		10～19日	10点
小規模多機能型居宅介護	利用がある	20点	
複合型サービス	利用がある	20点	
施設入所(介護老人保健施設、病院等)	入所・入院している	10点	

## 4 その他（20点）

上記の項目以外に、施設入所の必要性を判定するため、特段の理由があると認められる場合に、各施設の判断により、次の例示項目等を参考に、点数を加算することができる。

<ul style="list-style-type: none"> <li>・認知症の行動・心理症状(BPSD)がある場合</li> <li>・住居環境が介護に適さない場合</li> <li>・介護老人保健施設や病院等に入所(入院)しており、退所(退院)後も在宅生活が困難な場合</li> <li>・当該施設併設のショートステイの利用経験がある場合</li> <li>・地域性</li> </ul>	20点
--	-----



## 入 所 申 込 書 ( 2 / 2 )

介護認定	申請(更新・変更)中・済	被保険者番号	
要介護度	1・2・3・4・5	認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
介護者の状況	(□内は該当項目にチェック) 該当する番号1つに○	1. 身寄りがなく、介護する者がいない	
		2. 介護する者がいない ( □ 介護者が長期入院・入所 □ 介護者が遠方に在住)	
		3. 介護する者はいるが、十分な介護力がない。 (介護者が □ 要介護状態 □ 病気療養中 □ 障害がある)	
		4. 介護する者はいるが、介護にあたる時間を十分に確保できない。 (介護者が □ 要支援状態・高齢 □ 就労している □ 他にも介護している □ 育児している)	
		5. 介護する者はいるが、上記以外の理由で介護を行うことが困難である。	
		6. 1～5に該当しない(介護に欠ける状態ではない)。	
		※ 上記を記入し、現在の家族状況、介護者の状況をご記入ください。	
入所者本人の状況	(□内は該当項目にチェック) 現在の住居及び介護サービスの利用状況	1. 施設 □ 特養(□従来型 □ユニット型) □ 老健 □ 介護療養型 □ 養護 □ ケアハウス □ 認知症高齢者グループホーム □ 有料老人ホーム □ 救護・更生施設(保護施設) □ 障害者入所施設 □ 生活支援ハウス □ その他( )	
		2. 病院 (病名: 入院: 平成 年 月から)	
		3. 在宅 □ 訪問介護 (□ 週4回以上 □ 週2～3回 □ 週1回)	
		□ 訪問入浴介護 (□ 週1回以上)	
		□ 訪問看護/訪問リハビリテーション (□ 週2回以上 □ 週1回)	
		□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	
		□ 夜間対応型訪問介護	
		□ 通所介護/通所リハビリテーション (□ 週2回以上 □ 週1回)	
		□ 認知症対応型通所介護	
		□ 短期入所生活介護/療養介護 (最近3か月の利用日数合計 ___日)	
□ 小規模多機能型居宅介護			
□ 複合型サービス			
特例入所要件の有無		有 (詳細は別紙「特例入所申込書」のとおり) ・ 無	
その他			

## 特例入所申込書(入所申込書別紙)

下記のとおり、居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があるので、特例入所の申立を行います、

平成 年 月 日

住 所	氏 名
被保険者番号	要介護度 1・2
入所申込先施設	

1 該当事項に☑をし、具体的状況を記載してください。

認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。

知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。

家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。

単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。

(具体的状況)

2 担当の介護支援専門員意見

### ※ 「特例入所申込書」の書き方

1 要介護認定が1又は2の人が入所申込をする場合にのみ記入してください。

2 入所申込書を施設へ提出する際に一緒に提出してください。

3 「1. 該当事項に☑をし、具体的状況を…」

・4つの「☐」のうち、該当するものに☑をしてください。

・(具体的状況)は、特例入所の要件に該当しているかどうかを、よくわかるように詳しく記入してください。

・表面に書き切れない場合は、裏面又は別紙に記入してください。

4 「2. 担当の介護支援専門員意見」

・担当の介護支援専門員(ケアマネ)の方に特例入所の要件に該当するかどうかの意見を記入してもらってください。

・表面に書き切れない場合は、裏面又は別紙に記入してください。

1 (具体的状況)

[ ]

2 担当の介護支援専門員意見

[ ]



## 調 査 票

受付番号		受付年月日	平成 年 月 日
フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和
氏名			年 月 日( 歳)

特例入所の判定	該当事由	保険者市町村意見	委員会判定 適・否
---------	------	----------	--------------

介護度	介護認定	申請(更新・変更)中・済	被保険者番号	
	要介護度	1・2・3・4・5	認定の有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
	点数	5・10・25・30・35		点数

介護者の状況	該当する番号1つに○ (□内は該当項目にチェック)	1. 身寄りがなく、介護する者がいない	25
		2. 介護する者がいない ( □ 介護者が長期入院・入所 □ 介護者が遠方に在住)	20
		3. 介護する者はいるが、十分な介護力がない。 (介護者が □ 要介護状態 □ 病気療養中 □ 障害がある)	15
		4. 介護する者はいるが、介護にあたる時間を十分に確保できない。 (介護者が □ 要支援状態・高齢 □ 就労 □ 他にも介護 □ 育児している)	10
		5. 介護する者はいるが、上記以外の理由で介護を行うことが困難である。	5
		6. 1～5に該当しない(介護に欠ける状態ではない)。	0
		※ 備考	

現在の住居及び介護サービスの利用状況	該当する番号1つに○ (□内は該当項目にチェック)	1. 施設 □ 特養(□従来型 □ユニット型) □ 老健 □ 介護療養型 □ 養護 □ ケアハウス □ 認知症グループホーム □ 有料老人ホーム □ 救護・更生施設(保護施設) □ 障害者入所施設 □ 生活支援ハウス □ その他( )	10
		2. 病院 (病名: 入院: 平成 年 月から)	10
		3. 在宅 □ 訪問介護 (□ 週4回以上(20点) □ 週2～3回(10点) □ 週1回(0点))	20・10
		□ 訪問入浴介護 (□ 週1回以上)	20
		□ 訪問看護/訪問リハビリテーション (□ 週2回以上 □ 週1回)	20・10
		□ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護	20
		□ 夜間対応型訪問介護	20
		□ 通所介護/通所リハビリテーション (□ 週2回以上 □ 週1回)	20・10
		□ 認知症対応型通所介護	20
		□ 短期入所生活介護/療養介護(最近3か月の利用日数合計 日)(20日以上20点)	20・10
□ 小規模多機能型居宅介護	20		
□ 複合型サービス	20		
※ 備考		(最大20点) 点数	

その他		
	※ 備考	点数

担当者名		施設長・相談員・ケアマネ・その他( )	合計点数
作成年月日	平成 年 月 日	備考	





## 保険者市町村意見照会書

〇〇市町村長

殿

住 所

施 設 名

代表者名

印

平成 年 月 日に特例入所の対象となる者から入所申込みがありましたので、保険者である市町村の意見を求めます。

### 1. 申込者

本 人	フリガナ		生年月日	明治・大正・昭和 年 月 日 ( 歳 )	性別	男・女
	氏 名					
	住 所	郵便番号( - )		電話番号	( )	
被保険者番号			要介護度			
申込年月日		平成 年 月 日				

### 2. 特例入所に係る事由

居宅において日常生活を営むことが困難な事由	<input type="checkbox"/> 認知症である者であって、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られる。 <input type="checkbox"/> 知的障害・精神障害等を伴い、日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さ等が頻繁に見られる。 <input type="checkbox"/> 家族等による深刻な虐待が疑われること等により、心身の安全・安心の確保が困難である。 <input type="checkbox"/> 単身世帯である、同居家族が高齢又は病弱である等により家族等による支援が期待できず、かつ、地域での介護サービスや生活支援の供給が不十分である。 ※ 現在の具体的な状況(担当の介護支援専門員から聴取した場合は、その介護支援専門員の氏名及び内容を記載する。)
-----------------------	---

### 3. 特例入所に係る保険者市町村の意見

保 険 者 市町村意見	1. 特例入所要件に 該当する ・ 該当しない 2. 判断する理由
----------------	--------------------------------------

平成 年 月 日付けで照会のありました件については、上記のとおり、回答します。

平成 年 月 日

住 所

保険者名

印